

所得税の確定申告書は自分で作成してお早めに

平成19年分の所得税の確定申告は、平成20年2月18日（金）から始まります。申告期限は3月17日（月）ですが、期限間近になりますと申告書記載会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくことにもなりかねません。

確定申告書は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）の「確定申告書等作成コーナー」を利用すると簡単に作成できます。さらに、

このコーナーで作成した申告データはe-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用して送信することができます。

手書き等により作成される場合は「所得税の確定申告書の手引き」を参考に記載して、郵送等によりなるべく早めに提出してください。また、事業所得、不動産所得または山林所得のある白色申告の方は、確定申告書に「収支

内訳書」を添付することが義務付けられていますのでご注意ください。

（注）個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告と納付の期限は、3月31日（月）です。

出水税務署 個人課税部門
Tel 0996-62-0902
鹿児島税務相談室
Tel 099-255-8118

軽自動車等の異動手続きを！

長島町に軽自動車（125cc以下の単車、小型特殊自動車等、役場にて標識の交付を受けたもの）を登録している方で、現在、使用および所有していない場合には、3月31日（月）までに廃車の手続きを済ませてください。また、他人に譲渡した場合や所有者が死亡・転出して、現在の所有者が違う場合には名義変更の手続きをしてください。

4月1日以降に廃車の手続きをした場合には、その年の軽自動車税は納めていただかなければなりませんので、早めに手続きを済ませてください。

【問い合わせ先】

役場税務課

Tel 0996-86-1111

内線 1126

125ccを越える単車、軽四輪自動車等の場合には、軽自動車協会または鹿児島陸運支局で手続きをしてください。

【問い合わせ先】

鹿児島県軽自動車協会

Tel 099-261-4011

鹿児島陸運支局

Tel 050-5540-2089

災害時に避難が困難な人を支援する仕組み

災害時要支援者登録制度

災害時要支援者登録制度は、災害が発生したとき（発生しそうなとき）に、町と消防機関、福祉機関および地域が一体となって、自分または家族だけでは避難が困難な方を支援する制度です。

町では、災害時要援護者（避難行動に支援が必要な人）を把握し、災害発生時の安否確認等を優先して行います。そのなかでも特に支援が必要な人について、個別で事前に支援方法（移動の方法、非難支援者、必要な支援など）を決めて、町、消防機関、介護専門機関、地域住民などが一体となって円滑な避難行動ができるよう「災害時避難行動要支援登録」の受付をしています。災害時の避難に不安のある人は「避難行動要支援登録申請」をしてください。

登録の対象者は？

- ① 一人暮らしの高齢者または高齢者だけの世帯
- ② 身体障害者（1級・2級）
- ③ 要介護認定者（要介護3以上）
- ④ 療育手帳交付者（A1・A2）
- ⑤ 特定疾患難病患者

登録の方法は？

- ① 民生委員の配布する申請書で申請
- ② 役場総務課へ電話する
- ③ 介護ヘルパーに伝える

登録後の対応は？

- ① 町で登録を受理
- ② 登録者の個別の支援計画を作成
- ③ 避難行動の支援開始

個人情報の取り扱いは？

登録された情報は、すべて町で管理します。災害時の避難支援情報以外には一切使用しませんので安心ください。

【問い合わせ先】

各地区の民生委員

在宅介護支援センターの介護ヘルパー

役場総務課

Tel 0996-86-1111